

●アメリカン・エクスプレスカード会員規約新旧対照表（傍線部分は改正部分。）

改定前	改定後
<p>第7条（届出事項の変更）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 前項の届出がなかった場合においては、このために当社からの送付物その他の通知の到着が遅れ、またはこれらが到達しなくても、当社は、会員宛てに通常到達すべきときに届いているものとみなします。</p>	<p>第7条（届出事項の変更）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 前項の届出がなかった場合においては、このために当社からの送付物（<u>電子メール等を含みます。</u>）その他の通知の到着が遅れ、またはこれらが到達しなくても、当社は、会員宛てに通常到達すべきときに届いているものとみなします。</p>
<p>第13条（カード利用代金等の支払）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社は、カード利用代金等を別途定める毎月の所定日に締め切り、各基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を送付し、または別途合意するところに従い電磁的方法により交付します。この『ご利用代金明細書』には、家族カードに関して生じたすべてのカード利用代金等も含むものとします。当社は、会員がこの『ご利用代金明細書』を受け取ってから、2週間以内に会員からの申出がない限り、この『ご利用代金明細書』の内容について承認いただいたものとみなします。</p>	<p>第13条（カード利用代金等の支払）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社は、カード利用代金等を別途定める毎月の所定日に締め切り、各基本カード会員宛に『<u>ご利用代金明細書</u>』を交付します。『<u>ご利用代金明細書</u>』の交付は、<u>原則として、電磁的方法により行われるものとします。</u>基本カード会員は当社所定の方法により、『<u>ご利用代金明細書</u>』をインターネットで閲覧することができます。ただし、法令で必要とされる場合または当社がカードご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合は、『<u>ご利用代金明細書</u>』を郵送にて送付する場合があります。また、基本カード会員が『<u>ご利用代金明細書</u>』の郵送を希望する場合において、当社が承諾するときまたは法令で必要とされるときは、当社は、基本カード会員宛に郵送にて送付します。この『<u>ご利用代金明細書</u>』には、家族カードに関して生じたすべてのカード利用代金等も含むものとします。当社は、会員がこの『<u>ご利用代金明細書</u>』を閲覧できるようになった時（<u>郵送にて送付される場合にはこれを受け取った時</u>）から、2週間以内に会員からの申出がない限り、この『ご利用代金明細書』の内容について承認いただいたものとみなします。</p>
<p>第16条（期限の利益の喪失）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 会員が第22条第1項各号のいずれかに該当した場合または同条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、もしくは同条の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合。</p>	<p>第16条（期限の利益の喪失）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 会員が第22条第1項各号のいずれかに該当した場合または同条第<u>3</u>項各号のいずれかに該当する行為をした場合、もしくは同条の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合。</p>
<p>第18条（会員資格の一時停止および取消し）</p>	<p>第18条（会員資格の一時停止および取消し）</p>

<p>(1) ~ (5) 略 (新設)</p>	<p>(1) ~ (5) 略 (6) <u>会員が当社（当社が業務委託する者を含みま す。）の従業員に対して次の①から⑤に掲げる行為そ 他の当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそ れのある行為をした場合（第三者を利用して行った 場合を含みます。）</u> ① <u>暴力、威嚇、脅迫、強要</u> ② <u>暴言、性的な言動、セクハラ行為、誹謗中傷、ス トーカー行為その他人格を攻撃する言動</u> ③ <u>人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差 別的言動</u> ④ <u>長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ</u> ⑤ <u>金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要 求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして 著しく不相当と認められる要求</u></p>
<p>(6) 会員が当社から複数のカードを貸与されてい る場合で、他のカードについて本項のいずれかの事 由に該当した場合。</p>	<p>(7) <u>会員が当社から複数のカードを貸与されている</u> 場合で、他のカードについて本項のいずれかの事由 に該当した場合。</p>
<p>(7) 入会后相当期間内に、「犯罪による収益の移転 防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」 といいます。）に基づく取引時確認が完了しない場 合。</p>	<p>(8) <u>入会后相当期間内に、「犯罪による収益の移転 防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」と いいます。）に基づく取引時確認が完了しない場合。</u></p>
<p>(8) 当社が貸与するカードがマネーローンダリン グ、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する 取引に利用され、またはそのおそれがある場合。</p>	<p>(9) <u>当社が貸与するカードがマネーローンダリン グ、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する 取引に利用され、またはそのおそれがある場合。</u></p>
<p>(9) 会員の所在が不明となった場合。</p>	<p>(10) <u>会員の所在が不明となった場合。</u></p>
<p>(10) その他、会員のカード利用またはその利用目 的等が適当でないと当社が認めた場合。現金を取得 することを目的として、カードが利用されたと当社 が認めた場合を含む。</p>	<p>(11) <u>その他、会員のカード利用またはその利用目 的等が適当でないと当社が認めた場合。現金を取得 することを目的として、カードが利用されたと当社 が認めた場合を含む。</u></p>
<p>(11) 第 13 条第 3 項に定める自動振替による支払 いのために必要な決済口座の設定手続きが完了して いない場合。</p>	<p>(12) <u>第 13 条第 3 項に定める自動振替による支払い のために必要な決済口座の設定手続きが完了してい ない場合。</u></p>
<p>第 22 条（反社会的勢力でないことの表明・確約） 1. (1) ~ (5) 略 (6) 前各号の共生者</p>	<p>第 22 条（反社会的勢力でないことの表明・確約） 1. (1) ~ (5) 略 (6) <u>暴力団員等（第 1 号から第 5 号のいずれかに該 当する者をいいます。本条において同じ。）の共生者</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(7) <u>暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有 する者</u></p>

(7) テロリスト等（疑いがある場合を含む）	(8) テロリスト等（疑いがある場合を含む）
(8) その他前各号に準ずると当社が認めた者	(9) その他前各号に準ずると当社が認めた者
(新設)	2.前項第6号に定める「暴力団員等の共生者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。 <u>(1) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者</u> <u>(2) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者</u>
2.会員は、自らまたは第三者を利用して次の号のいずれの行為も行わないことを確約します。	3.会員は、自らまたは第三者を利用して次の号のいずれの行為も行わないことを確約します。
(1) ～ (4) (略) (新設)	(1) ～ (4) (略) <u>(5) 第1項各号、前項各号または前各号に該当する者にカードまたはカード付帯サービス・特典を利用させ、または利用させようとする行為</u>
(5) その他前各号に準ずる行為	(6) その他前各号に準ずる行為

●ペイフレックス特約新旧対照表（傍線部分は改正部分。）

改定前	改定後
<p>第5条（ペイフレックス利用代金の支払）</p> <p>1. 2. (略)</p> <p>3.基本カード会員は、毎月の『ご利用代金明細書』を受領後、当社が定める一定期間内に、別途定める方法に従い当社に申し出ることにより、当月のペイフレックスにかかる弁済金を増額することができます。</p>	<p>第5条（ペイフレックス利用代金の支払）</p> <p>1. 2. (略)</p> <p>3.基本カード会員は、毎月の『ご利用代金明細書』を閲覧できるようになった時（郵送にて送付される場合にはこれを受け取った時）から、当社が定める一定期間内に、別途定める方法に従い当社に申し出ることにより、当月のペイフレックスにかかる弁済金を増額することができます。</p>
<p>第7条（支払停止の抗弁）</p> <p>1. (1) (略)</p> <p>(2) 商品等に破損、汚損、故障その他の瑕疵（欠陥）があること。</p>	<p>第7条（支払停止の抗弁）</p> <p>1. (1) (略)</p> <p>(2) 商品等に破損、汚損、故障その他の種類または品質に関して契約の内容に適合しない場合があること。</p>

●ボーナス一括払い・分割払い特約新旧対照表（傍線部分は改正部分。）

改定前	改定後
第7条（支払停止の抗弁）	第7条（支払停止の抗弁）

<p>1. (1) (略)</p> <p>(2) 商品等に破損、汚損、故障その他の瑕疵（欠陥）があること。</p>	<p>1. (1) (略)</p> <p>(2) 商品等に破損、汚損、故障その他の種類または品質に関して契約の内容に適合しない場合があること。</p>
---	---

●個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項新旧対照表（傍線部分は改正部分。）

改定前	改定後
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用、提供）</p> <p>1.~4. (略)</p> <p>5. (1) 会員等の依頼に基づく旅行の手配などのために、運送・宿泊機関等および手配代行者（必要な場合に限る。）に対し、個人情報を電磁的方法等で送付することにより提供する場合</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用、提供）</p> <p>1.~4. (略)</p> <p>5. (1) 会員等の依頼に基づく旅行の手配などのために、運送・宿泊機関等および手配代行者（必要な場合に限る。）に対し、個人情報を電磁的方法等で<u>交付</u>することにより提供する場合</p>